

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成20年6月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 講習の種別

危険物取扱者免状の交付を受けている者で、製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事しているものを対象とした講習

#### 2 講習の日時及び場所

- (1) 平成20年8月11日（月） 午後1時30分から午後4時30分まで  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- (2) 平成20年8月20日（水） 午後1時30分から午後4時30分まで  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- (3) 平成20年8月25日（月） 午後1時30分から午後4時30分まで  
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所講堂
- (4) 平成20年9月2日（火） 午後1時30分から午後4時30分まで  
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
- (5) 平成20年9月3日（水） 午前9時30分から午後0時30分まで  
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂

#### 3 受講手続

県内の各消防署、各市役所、各町村役場、各総合事務所県民局及び鳥取県防災局消防チームに備え付けてある所定の用紙により作成した受講申請書を、平成20年7月16日（水）から同月31日（木）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に、鳥取県危険物保安協会連合会（〒680-0864 鳥取市吉成640-1、電話0857-21-1401）に提出すること。（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付する場合は、平成20年7月31日（木）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるもの限り受け付ける。）

#### 4 受講手数料及びその納付方法

受講手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

#### 5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。